

(公益社団法人福島県青果物価格補償協会)

「福島県青果物価格補償事業」業務方法書

平成25年06月12日制定			

公益社団法人 福島県青果物価格補償協会

〒960-0231 福島市飯坂町平野字三枚長1番地1

Tel (024) 554-3567 Fax (024) 554-3055

Email info@f-karen.or.jp

URL <https://www.f-karen.or.jp>

大切なあの人へ花束を

毎日くだもの

たっぷりの野菜



第1章 総 則

(目 的)

第1条 この業務方法書は、公益社団法人福島県青果物価格補償協会（以下「この法人」という。）定款第50条の規定に基づき、この法人が行う福島県青果物価格補償事業に関する業務の方法について基本的な事項を定め、もってその業務の適正な運営を図ることを目的とする。

(業務運営の基本方針)

第2条 この法人は、その行う業務の公共的重要性にかんがみ、県、市町村、その他関係機関等との緊密な連携のもとに、その業務を公正かつ効率的に運営するものとする。

(業 務)

第3条 この法人は、業務方法書実施細則（以下「細則」という。）の業務区分に掲げるブロック区分及び補償交付金の交付の対象となる期間（以下「対象出荷期間」という）ごとに定める対象品目の価格の著しい低落があった場合に、その低落が対象品目の出荷に関し、定款第5条第1号に定める会員たる農業協同組合及び第2号に定める青果物の出荷組合（以下「共同出荷組織」という。）に対する委託生産者並びに第4号に定める相当規模生産者（以下「生産者」という）の経営に及ぼす影響を緩和するため、共同出荷組織及び相当規模生産者（以下「共同出荷組織等」という。）に対し補償交付金を交付する業務を行うものとする。

(対象品目及び対象地域)

第4条 対象品目及び対象地域は、細則で定めるとおりとする。ただし、前段に掲げる品目又は地域以外のものであっても、当該地域において当該品目が相当の生産規模を有し又は相当の生産規模に達することが確実であり、かつその生産販売活動が計画的であって農業経営の安定向上に寄与すると認められる場合は、対象品目及び対象地域として選定することができる。

(対象市場)

第5条 対象市場は、次に掲げるブロック区分の地域内における卸売市場（全農生鮮食品集配センターを含む）とし細則で定めるとおりとする。

1. 北海道
2. 東北
3. 関東
4. 中部

5. 近畿・中国
6. 四国・九州

(対象出荷期間)

第6条 対象出荷期間は、対象品目ごととし細則で定めるとおりとする。

(業務対象年間)

第7条 業務対象年間は、対象品目及びブロック区分並びに対象出荷期間ごととし細則で定めるとおりとする。

2. この法人は、前項の業務対象年間において、補償交付金に充てるための補償準備金が著しく減少したことにより業務を行うことが困難と認められる場合、その他やむを得ないと認められる場合には、理事会の決議を経て前項の業務対象年間を短縮することができる。
3. 前項の場合、新業務対象年間は、前業務対象年間の残りの期間とし補償準備金の再造成をすることができる。

(栽培面積等)

第8条 対象品目に係る共同出荷組織等の地域における栽培面積又は規模は、細則で定めるとおりとする。

(出荷規格)

- 第9条** 対象品目の出荷規格は、福島県青果物標準出荷規格に定めるとおりとする。ただし、共同出荷組織等があらかじめ県知事の承認を受けて行う規格はこの限りでない。
2. 前項の規定にかかわらず、福島県青果物標準出荷規格のうち、特定の品位等級、又は形量区分のものについては、理事会の決議を経て補償交付金の対象としないことができる。

第2章 補償準備金の造成等

(補償交付金交付に関する申込)

- 第10条** 共同出荷組織等は、あらかじめ作成した生産出荷計画に基づき、細則で定める業務区分ごとに補償交付金の交付を受けるべき旨を関係市町村長と協議（別記様式第1号）の上、別記様式第2号による補償交付金交付予約数量申込書をこの法人の定める日までに、この法人に提出して申込むものとする。
2. この法人は、前項の申し込みを承諾したときは、遅滞なくその旨を当該申込者（共同出荷組織等）に対し関係市町村長を経由して通知しなければならない。

3. 前項の承諾をしようとするときは、あらかじめ県知事と協議しなければならない。

(補償準備金の造成)

第 11 条 共同出荷組織等は、次の方法により補償準備金造成のため、これを負担しなければならない。

- (1) この法人は、前条第 2 項の通知をしたときは、当該共同出荷組織等に補償準備金を造成させるものとする。
 - (2) 前号の負担額は、細則で定める業務区分ごとの補償準備金造成単価（同一対象出荷期間の対象品目ごとに定めることができる。）に前条第 2 項による承諾書に記載された交付予約数量を乗じ、当該乗じて得た額に別表で定める負担割合を乗じて得た額の合計額とする。
 - (3) 共同出荷組織等は、前号の負担金の全額を補償交付金の交付を受けようとする最初の年のこの法人の定める日までにこの法人に対し納入しなければならない。ただし、この法人は特に必要と認めたときは当該業務年間に別記様式第 3 号による分割納入申請書をこの法人に提出させ、均等に分割して納入させることができる。
 - (4) この法人は、共同出荷組織等に対し、補償準備金を負担させるときは、その負担額納入期限及び納入方法を記載した納入通知書を送付するものとする。
2. 県及び市町村は、次により補償準備金造成のため、それぞれ負担するものとする。
- (1) 市町村における負担額は、当該市町村の地域内における共同出荷組織等ごとに細則に掲げる業務区分ごとの補償準備金造成単価に交付予約数量を乗じた額に別表で定める割合を乗じて得た額の合計額とする。
 - (2) 県における負担額は、共同出荷組織等ごとに細則に掲げる業務区分ごとの補償準備金造成単価に交付予約数量を乗じて得た額に別表で定める割合を乗じて得た額の県合計額とする。
 - (3) 県及び市町村は、第 1 号又は第 2 号の負担額を分割して納入することができる。

(補償準備金造成の特例)

第 12 条 前条に基づく補償準備金の造成額の特例措置として、過去の実績からみて業務対象年間における実質的に必要とする補償準備金の額をもって造成すべき額とすることができる。

2. 前項による補償準備金の造成に関しては、理事会の決議を得なければならない。
3. この法人は、補償交付金の交付額が本条による造成額を超えたときは、前条で算定した額を限度として、その不足額を納入させるものとする。
4. 当該業務対象年間の直前の業務対象年間において、補償準備金に残額があった業務区分について負担金を納入した共同出荷組織等及び市町村並びに県に係る負担金の額は、この額から会長理事が定める額を控除した額とする。

(交付予約数量の変更)

第13条 第10条第2項により通知を受けた共同出荷組織等は、原則として同一業務対象年間は、当該通知に係る交付予約数量の増加及び減少を申込むことができない。ただし、当該地域の農業経営の安定向上に寄与すると認められるものであって、あらかじめ生産出荷計画を変更した場合はこの限りでない。

2. 第10条から第13条の規定は、前項ただし書きの申込みについて準用する。

(契約の更改)

第14条 共同出荷組織等は、業務対象年間の中途において、補償準備金造成単価又は別表で定める割合が変更されたときは、この法人に対し、当該変更に係る業務区分につき既に成立している契約を更改すべき旨を申込むことができる。

2. 第10条第11条及び第12条の規定は、前項の申込みについて準用する。

3. 第1項の申込みに係る造成すべき補償準備金の負担額は第11条第1項第2号の規定により算定した額から会長理事の定める額を控除した額とする。

4. 県及び市町村における契約の更改に伴う補償準備金の負担額は、前項の規定を準用し、算定した額とする。

(延滞金)

第15条 この法人は、共同出荷組織等が造成すべき補償準備金を造成期限までに造成しない場合には当該造成期限の翌日から、その造成が終了する日の前日までの日数につき年利5.0%の割合で計算した延滞金を徴することができる。

(負担金の相殺の禁止)

第16条 共同出荷組織等は、この法人の造成すべき補償準備金について、相殺をもってこの法人に対抗することができない。

(退会者に対する負担金の払戻し)

第17条 共同出荷組織等が当該業務対象年間の最終年度末において退会しようとするときは、補償準備金の全部又は一部について、この法人に対しその払戻しを請求することができる。

2. この法人は、退会しようとする共同出荷組織等が、この法人に対し支払うべき債務を有するときは払戻すべき額と相殺することができる。

3. 共同出荷組織等の退会により、第1項の払戻しがあったときは、県及び市町村は退会に係る共同出荷組織等の払戻金額に対応する金額を、次期業務対象年間又は更改に係る補償準備金造成額から控除した額をもって造成すべき補償準備金とすることができる。

第3章 補償交付金の交付

(補償基準額の設定)

第18条 この法人は、対象品目に係る補償交付金を交付するため、業務区分ごとに補償基準額を設定することとし、細則で定めるとおりとする。

2. 前項の補償基準額は、理事会の決議を得てこれを定め、業務対象年間中は原則として変更しない。ただし、著しい価格の変動があり、理事会において必要と認めた場合はこの限りではない。

3. 補償基準額は業務区分の対象品目及びブロック区分ごとの対象出荷期間内において、月別に、次により算定した額に100分の90を乗じて得た額とする。この場合、この法人は必要なその他諸情勢を勘案することができる。

(1) 過去5か年の対象市場における各年毎の平均販売価格（共同出荷組織等が当該対象出荷期間に当該対象市場に出荷した当該対象品目の月別の加重平均販売価格）を求め、この中から最高・最低の平均販売価格を除いた3か年の平均販売価格。

(2) 前号により算出できないものについては、細則の定めにより算出された平均価格。

(最低基準額の設定)

第19条 最低基準額は、前条第3項各号に定める額に100分の60を乗じて得た額とし細則で定めるとおりとする。

(補償交付金の交付)

第20条 共同出荷組織等が、当該対象出荷期間に当該対象市場に出荷した当該対象品目のうち、果実及び花きについては月別の、野菜及び菌茸については旬別の加重平均販売価格に相当する額（以下「月・旬別平均販売価格」という。）が細則に掲げる補償基準額を下回った場合に、当該共同出荷組織等に対し補償交付金を交付する。

(補償交付金の金額)

第21条 補償交付金の金額は、細則に規定する業務区分ごと及び対象共同出荷組織等ごとに次項の規定により算出された補償金交付単価に、当該共同出荷組織等が当該補償交付金単価に対応する期間に当該市場に出荷した当該対象品目の数量（その数量が、その数量を当該対象出荷期間に当該対象市場に出荷した当該対象品目の数量で除して得た数値に当該共同出荷組織等に係る交付予約数量を乗じて得た数量を上回る場合には、当該乗じて得た数量）を乗じて得た額とする。

2. 補償交付金単価は、月・旬別平均販売価格（この額が最低基準額を下回ったときは、当該最低基準額）を差引いて得た額に100分の90を乗じて得た額とする。

(出荷数量及び販売価格の認定)

第 22 条 共同出荷組織等は、対象市場の卸売業者の発行する仕切書を受領したときは、受領した日から 10 日以内にその写しをこの法人に提出しなければならない。ただし、共同出荷組織等のうち全国農業協同組合連合会福島県本部（以下「JA 全農福島」という。）が再委託を受けた場合は、電算機による仕切明細をもって仕切書に替えることができる。

2. この法人は、前項の仕切書の写しに基づいて、その出荷数量及び販売価格を認定するものとする。
3. この法人は、前項の認定にあたっては、必要に応じ仕切書の内容について共選場及び市場などにおいて調査することができる。

(月・旬別平均販売価格等の通知)

第 23 条 この法人は、業務区分ごとにその対象出荷期間が終了したときは、遅滞なく対象品目の出荷数量及び月・旬別平均販売価格を算定して、その結果を当該共同出荷組織等及び関係市町村並びに県知事に対し通知しなければならない。

(補償交付金の交付申請)

第 24 条 共同出荷組織等は、補償交付金の交付を受けようとするときは、前条による通知を受けた日から 10 日以内に、別記様式第 5 号の交付申請書によりこの法人に対し申請するものとする。

(生産者に対する補償金の交付)

第 25 条 この法人は、前条により申請があったときは、当該共同出荷組織等に対し、遅滞なく補償交付金を交付しなければならない。

2. 共同出荷組織等のうち共同出荷組織は、補償交付金の交付を受けたときは、速やかにこれを生産者に対し、対象品目の数量を基礎として補償金を交付するものとする。
3. 前項により補償金交付金の交付を終了したときは、遅滞なく交付の結果をこの法人に対し別記様式第 6 号により報告しなければならない。

(補償交付金の一部交付)

第 26 条 この法人は、共同出荷組織等が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補償交付金の全部若しくは一部を交付せず又は既に交付した補償交付金の全部若しくは一部を返還させることができる。

- (1) 故意又は過失により第 10 条第 1 項による申込書に不実の記載があったとき。
- (2) 正当な理由なく補償準備金の造成を怠ったとき。
- (3) 出荷計画及び出荷調整等の著しい欠如、又は第 9 条で定められた規格によらない

で出荷したとき。

(4) その他、この法人が特に補償交付金の交付の必要がないと認めるとき。

(補償交付金の削減)

第 27 条 この法人は、補償準備金の業務区分ごとに、補償交付金の額が第 11 条による造成単価に、当該交付予約数量を乗じて得た額（既に補償交付金を交付した場合にあっては、この額からその交付した補償交付金の合計額を差し引いて得た額）を超えるときは、補償交付金の金額から当該超える額を削除するものとする。

第 4 章 補償準備金（交付準備金）の経理

(補償準備金の経理)

第 28 条 この法人は、当該事業に係る経理と他の事業に係る経理とを区分して管理するものとする。

2. 補償準備金の運用により生じた利益は、補償準備金又は総会の決議を経、かつ、県知事の承認を受けて特別積立金に繰り入れするまで特別業務資金として経理する。

(補償準備金の融通)

第 29 条 業務区分ごとの補償準備金について補償交付金の交付の財源として不足を生ずるときは、理事会の承認を得て、当該交付に係る資金として、他の業務区分に属する補償準備金を充てることができる。

第 5 章 雑 則

(業務委託)

第 30 条 この法人が必要と認めるときは、理事会の決議を得て、適当と認められる団体に対しこの法人の業務の一部を委託することができる。

(報告の徴収)

第 31 条 この法人は、必要があると認めるときは、対象共同出荷組織等から対象品目の生産出荷状況その他必要な事項について報告を徴することができる。

(細 則)

第 32 条 この法人は、業務方法書で定めるもののほか、その業務の運営に関し必要な事項について、細則で定めることができる。

附 則

この業務方法書は、理事会の決議のあった日（平成 25 年 6 月 12 日）から施行し、公益社団法人福島県青果物価格補償協会の設立の登記の日（平成 25 年 4 月 1 日）に遡及し適用する。

【別表】

補償準備金造成負担割合

会 員 区 分	負 担 割 合
共同出荷組織等	4 分の 2
市 町 村	4 分の 1
県	4 分の 1

【別記様式第 1 号】（共同出荷組織等 → 市町村）

補償交付金交付予約数量協議書

（文書番号）

〇〇年〇〇月〇〇日

市町村長 様

（共同出荷組織等名）

（代表者名）

印

公益社団法人福島県青果物価格補償協会の業務方法書第 10 条の規定に基づき、下記のとおり補償交付金の交付を受けたいので協議いたします。

記

補償交付金交付予約数量 _____（t、千本）

（内訳は、予約数量一覧表のとおり）

(市町村 → 共同出荷組織等)

(文書番号)

〇〇年〇〇月〇〇日

共同出荷組織長 様

(市町村名)

(代表者名)

印

青果物価格補償交付金交付予約数量の協議について（回答）

公益社団法人福島県青果物価格補償協会の業務方法書第 10 条の規定に基づき、〇〇年〇〇月〇〇日付け〇〇〇にて協議のあった補償交付金交付予約数量については、下記のとおり異議ありません。

記

補償交付金交付予約数量 _____ (t、千本)

(内訳は、予約数量一覧表のとおり)

補償準備金負担額の分割納入申請書

（文書番号）

〇〇年〇〇月〇〇日

公益社団法人福島県青果物価格補償協会
会長理事 様

（共同出荷組織等名）

（代表者名）

印

貴協会に対する補償準備金の納入について、業務方法書第 11 条の規定により、下記によって分割納入を申請いたします。

なお、納入については、貴協会の納入期限を遵守いたします。

記

年度別分割納入額

年 度	金 額（円）
〇〇年度	
〇〇年度	
〇〇年度	
計	

補償準備金負担額の分割納入申請書

（文書番号）

〇〇年〇〇月〇〇日

公益社団法人福島県青果物価格補償協会
会長理事 様

（市町村名）

（代表者名）

印

貴協会に対する補償準備金の納入について、業務方法書第 11 条の規定により、下記によって分割納入を申請いたします。

なお、納入については、貴協会の納入期限を遵守いたします。

記

年度別分割納入額

年 度	金 額（円）
〇〇年度	
〇〇年度	
〇〇年度	
計	

【別記様式第 5 号】

青果物価格補償交付金交付申請書

(文書番号)

〇〇年〇〇月〇〇日

公益社団法人福島県青果物価格補償協会
会長理事 様

(共同出荷組織等名)

(代表者名) 印

貴協会の業務方法書第 24 条の規定により、次のとおり青果物価格補償交付金の交付を申請します。

記

補償交付金交付申請額 _____ 円

補 償 金 交 付 報 告 書

(文書番号)

〇〇年〇〇月〇〇日

公益社団法人福島県青果物価格補償協会
会長理事 様

(共同出荷組織等名)

(代表者名) 印

貴協会の業務方法書第 25 条の規定により補償交付金交付報告書を提出します。

記

1. 業 務 区 分

(1) 対 象 品 目 _____

(2) 対 象 市 場 _____

(3) 対象出荷期間 月 日 ~ 月 日

2. 補償交付金の受領額 ¥ _____

3. 交 付 し た 金 額 ¥ _____

注：交付した金額は、負担金を取崩す前の金額を記入してください。(別紙：交付額明細表の交付金額①の合計金額となります。)

4. 交 付 経 過

補 償 交 付 金 受 領 年 月 日	生産者に対する補償金額 (上記 3 と同額)	補償交付金交 付対象生産者	補 償 交 付 金 交 付 年 月 日
〇〇年〇〇月〇〇日	円	人	〇〇年〇〇月〇〇日

5. 生産者別交付額明細 別紙のとおり。

